

岩手県告示第381号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成29年岩手県告示第427号）で公示した公共測量を終了した旨八幡平市長から次のとおり通知があった。

平成30年4月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 八幡平市寺志田、荒屋新町地内
- 2 実施した期間 平成29年4月3日から平成30年3月28日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（2級基準点測量・3級水準測量）